

## 静岡県警察ホームページ広告掲載事業実施要領

### (目的)

第1 この要領は、静岡県警察ホームページ（以下「県警察ホームページ」という。）に、民間企業等の有料広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）の実施に関して必要な事項について定めるものとする。

### (掲載可能な広告)

第2 掲載する広告は、警察広報の公共性、品位及び信頼を損なうおそれのないもので、閲覧者に不利益を与えないものとする。

2 前項に規定するもののほか、広告を掲載できる範囲については、別に定めるものとする。

3 第1項及び第2項の規定は、広告からのリンク先として県警察ホームページに広告掲載を希望する広告主（以下「広告主」という。）が指定したホームページの内容についても準用する。

### (募集方法等)

第3 広告事業の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、別に定めるものとする。

### (広告の規格)

第4 広告の規格については、掲載位置、サイズ等について別に定めるものとする。

### (広告枠の売り渡し)

第5 広告枠は、適正な価格で広告事業を取り扱う業者（以下「広告取扱業者」という。）に一括して売り渡すものとし、年間契約を原則とする。

### (広告の作成・提出)

第6 掲載する広告は広告主の負担で作成するものとする。

2 広告取扱業者は、掲載する広告について静岡県警察（以下「県警察」という。）の確認を受けた上、期日までに、広告の電子データを持込み又は電子メール等により県警察に提出するものとする。

### (広告の掲載及び削除)

第7 県警察ホームページへの広告の掲載及び削除に係る作業は県警察が行う。

2 掲載開始日は原則毎月1日とする。

3 バナー広告のリンク先の変更について、広告取扱業者は変更日の7日前までに県警察の了承を得るものとする。

### (広告内容等の修正)

第8 県警察は、広告の内容等が各種法令又はこの要領等に違反している、あるいはおそれがある、又は誤謬があると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

### (広告掲載の取消など)

第9 県警察は、次の各号の一に該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告取扱業者及び広告主（以下「広告取扱業者等」という。）への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 第8の規定による広告内容等の修正を広告取扱業者が行わないとき。
- (3) 広告内容等が、各種法令またはこの要領に違反している、あるいはそのおそれがある、又は誤謬があるときで、第8の規定によっても解消できないとき。
- (4) 広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容が、各種法令またはこの要領に違反している、あるいはそのおそれがあるとき。
- (5) 広告主に県警察の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があつたとき。
- (6) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき。
- (7) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (8) 広告取扱業者から書面により、掲載取下げの申出があったとき。
- (9) 県警察の業務上、やむを得ないとき。

(広告取扱業者等の責務)

- 第10 広告取扱業者等は、広告の内容等が、この要領に違反することがないよう注意する義務を負う。
- 2 広告取扱業者等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 3 広告取扱業者等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。
- 4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告取扱事業者等の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

- 第11 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年1月24日から施行する。